

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 特定一般地方独立行政法人役員（退職手当条例第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員をいう。以下同じ。）のうち人事委員会
員会の定める者

第四条の四第一項中「、県立病院好生館長」を削り、「新型インフルエンザ対策総括監」の下に「、消費者行政総括監」を、「雇用対策総括監」の下に「、人材育成総括監」を加え、「、県立病院好生館の副館長及び事務長」を削り、「首都圏営業本部長」の下に「、九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長」を加える。

第六条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 特定一般地方独立行政法人役員のうち人事委員会の定める者

第十二条第一号中「六月に支給する場合には百分の百五十」を「百分の百四十」に、「以下この条」を「次号」に、「百分の百八十五」、十二月に支給する場合には百分の百三十（特定幹部職員にあつては、百分の百七十五）を「百分の百八十」に改める。

別表第一中

校長の職にある職員	百分の十五（人事委員会 が別に定める職員にあつては、百分の二十）
-----------	-------------------------------------

を

校長又は副
校長の職に
ある職員

百分の十五（校長のうち
人事委員会が別に定める
者にあつては、百分の二
十）

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条の四第一項の改正規定（「、県立病院好生館長」を削る部分及び「、県立病院好生館の副館長及び事務長」を削る部分に限る。）及び第六条第一項の改正規定は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。